

高齢者虐待防止のための指針

医療法人やわらぎ会
介護老人保健施設やわらぎ苑西桔梗

1. 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高いため、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

当施設では、入所者への虐待は人権侵害であり犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い業務にあたることとする。

2. 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- ①定期的な研修の実施（年1回以上）
- ②その他必要な教育・研修の実施
- ③実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

3. 高齢者虐待防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項

（1）身体拘束廃止推進・高齢者虐待防止委員会の設置

当施設では、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたり、「身体拘束廃止推進・高齢者虐待防止委員会」を設置する。

①設置の目的（高齢者虐待防止に関して）

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とする。

②身体拘束廃止推進・高齢者虐待防止委員会の構成委員

委員会の構成委員については、以下のとおりとする。

- ・施設長（医師・管理者）
- ・事務長
- ・事務職員
- ・栄養部職員
- ・相談部職員（介護支援専門員・支援相談員）
- ・機能回復訓練部職員
- ・看護部職員
- ・介護部入所職員
- ・介護部通所（デイケア）職員

※その他必要に応じ委員を指名する

③高齢者虐待防止委員会の開催

原則として、毎月第3木曜日に開催する。

なお、虐待事案発生時等必要な際は、随時開催とする。

④身体拘束廃止推進・高齢者虐待防止委員会の役割（高齢者虐待防止に関して）

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

当施設は、虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針について以下のとおりとする。

- ①虐待等が発生した場合は、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。
また、客観的な事実確認の結果虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。
- ②緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とする。

5. 虐待等が発生した場合の相談報告体制

当施設は、虐待等が発生した場合の相談報告体制について以下のとおりとする。

- ①入所者、入所者家族、デイケア利用者及び職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応することとする。
- ②施設内で虐待等が疑われる場合は、委員会に報告し、委員会で精査し速やかな解決につなげるよう努める。
- ③施設内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、委員会は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- ④施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

6. 成年後見制度の利用支援

入所者、入所者家族、デイケア利用者及び利用者家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

当施設は、虐待等に係る苦情解決方法について以下のとおりとする。

- ①虐待等の苦情相談については、苦情を受け付けた内容を管理者に報告する。
- ②苦情内容については、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注

意を払い対処する。

③対応の結果について、相談者にも報告する。

8. 権利擁護及び高齢者虐待防止等のため職員教育・研修

内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入所者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

① 年1回の研修会を開催する。

② 新規採用者に対し、権利擁護及び高齢者虐待防止などについての研修を行う。

9. この指針の閲覧について

当指針は入所者、入所者家族、デイケア利用者及び利用者家族が、いつでも施設内にて閲覧ができるようにすると共に、ホームページ上に公表する。

付則

令和5年9月22日より施行する

令和5年11月1日更新